

毎週火、金曜日発行(但休日)に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告 示 臨時県議会の招集
◇県会告示 鳥取県会運営委員会規程の一部改正

告 示

鳥取県告示第四百五十七号

次の件を付議するため、昭和三十一年九月二十八日臨時
県議会を鳥取市に招集する。

昭和三十一年九月二十六日

鳥取県知事 遠 藤 茂

一 鳥取県教育委員会委員の任命について同意を求め
る件

県 会 告 示

鳥取県会告示第一号

昭和二十二年十二月鳥取県会告示第十三号鳥取県会運営
委員会規程の一部を改正する規程をここに公布する。

昭和三十一年九月二十六日

鳥取県会議長 木 島 公 之

鳥取県会運営委員会規程の一部を改正する規程
鳥取県会運営委員会規程(昭和二十二年十二月鳥取県会
告示第十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第二項中「十分の一」を「八分の
一」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。